



健全な法治国家のために
声をあげる市民の会

News Release 報道関係者各位

2019年7月17日

健全な法治国家のために声をあげる市民の会

健全な法治国家のために声をあげる市民の会が提出していた、大阪検察審査会に対する公文書開示請求に、驚くような開示がなされました。公文書の在り方が審議されている問題について、大量の公文書が公開されないという事態に驚きを禁じ得ません。

公文書管理をないがしろにし、恣意的に捨てたり改ざんしたりした行為を容認することは、民主主義の自殺行為とあって等しいものです。

しかしながら、財務省という国の根幹を成す官庁で、それが大規模に行われていたという事態に対する当会の告発に対して、大阪検察審査会は、不起訴不当の議決を行いました。

しかしながら、この議決には、いくつかの疑問がありました。

第一に、審査員は素人であるはずなのに、この審査会で、当会による公文書毀棄・虚偽公文書作成及び行使の審査だけでなく、他団体から出されていた背任や偽証といった、同じ森友学園がらみの問題ではあるとはいえ、事件としてはまったく異なる案件であるものを一度に審査させ、まとめて結論を出させたこと。

第二に、三ヶ月に半分が入れ替わる審査会で九ヶ月をかけて審査を行い、すなわち、最初の審査員がすべて入れ替わった状態で、決議が出されたこと。

これでは、素人の審査員を訳のわからない状態にさせ、さらに、起訴相当議決が出そうになると引き延ばしたのではないかと勘ぐられても仕方のない状態と言えます。

したがって、この二点の問題についての質問状を提出すると共に、審査員がいかなる形で選任されているかを明らかにするべく、開示請求を行いました。

こういった公文書の開示請求は、総務省の既定により、通常、二週間のうちに開示されるべきものですが、にもかかわらず、二度にわたって開示延長の連絡があり、やっと三ヶ月後の今月になって開示されましたが、その内容は添付資料の通り、驚くほかないものでした。



健全な法治国家のために
声をあげる市民の会

過去の刑事告発に対しても、当会では開示請求を行っておりますが、同内容の開示請求に対して、今回の開示は異常に少ない分量で、しかも、不開示理由も不可解なものです。

もちろん、当会からの質問状への回答もありません。

日本は、同じ法律に基づく統一国家です。

大阪と東京で、極端に内容が異なるという法令解釈があってもよいのか。そもそも、開示に対して、極端に恣意的な運用がなされ、本来開示すべき書類を、どんどん開示しなくなるという状態は、異常といえます。

また、この開示内容では、審査会で、検察審査員が、まっとうな方法で選任されていること自体が担保されているとはいえません。

日本を揺るがした問題に関して、このような行政手続きがまかり通ってゆくことを看過して良いのか、この問題を提起させていただきたく思います。

以上

代表：八木啓代（やぎ・のぶよ）

E-mail：shiminnokai21@gmail.com

市民の会 URL：<http://shiminnokai.net/>